

大学機関別認証評価

自己評価書

令和4年6月

宇都宮大学

目 次

I	大学の現況、目的及び特徴	1
II	基準ごとの自己評価	
	領域1 教育研究上の基本組織に関する基準	6
	領域2 内部質保証に関する基準	11
	領域3 財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準	21
	領域4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準	28
	領域5 学生の受入に関する基準	33
	領域6 教育課程と学習成果に関する基準	38
	基準の判断 総括表	38
	地域デザイン科学部	39
	国際学部	42
	共同教育学部	45
	工学部	59
	農学部	62
	地域創生科学研究科（博士前期課程）	65
	地域創生科学研究科（博士後期課程）	68
	教育学研究科	84

I 大学の現況、目的及び特徴

1 現況

- (1) 大学名 宇都宮大学
 (2) 所在地 栃木県宇都宮市
 (3) 教育研究上の基本組織

学士課程	地域デザイン科学部、国際学部、共同教育学部、工学部、農学部
大学院課程	地域創生科学研究科、教育学研究科

- (4) 学生数及び教員数（令和4年5月1日現在）

学生数	学部3, 977人、大学院945人
教員数	専任教員数：326人、助手数：1人

2 大学等の目的

【大学（学部、学科）の目的】

宇都宮大学(以下「本学」という。)は、学術の中心として広く知識を授けるとともに深く学芸を教授研究して、知的、道徳的及び応用的能力を展開させ、真理と正義を愛する人格を育成して、人類の福祉と文化の向上に貢献することを目的とする。（宇都宮大学学則第1条第1項）

本学は、学部、学科又は課程ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的について、別に履修規程で定め、公表するものとする。（宇都宮大学学則第1条第2項）

○地域デザイン科学部

本学部は、地域の課題を理解し、各地域の強み（地域貢献・地域特性）を活かしたまちづくりを支える専門職業人の育成を目的とする。（宇都宮大学地域デザイン科学部履修規程第4条第1項）

コミュニティデザイン学科は、地域社会を構成する社会集団や制度等をデザインする人材を育成する。（宇都宮大学地域デザイン科学部履修規程第4条第2項）

建築都市デザイン学科は、実践的な建築技術を基礎として居住空間をデザインできる人材を育成する。（宇都宮大学地域デザイン科学部履修規程第4条第3項）

社会基盤デザイン学科は、実践的な建設技術を基礎として社会基盤をデザインできる人材を育成する。（宇都宮大学地域デザイン科学部履修規程第4条第4項）

○国際学部

本学部は、現代の諸問題に的確に対応し解決するために、伝統的学問の枠組みを超え、諸科学の連携による新しい学問体系「国際学」(International Studies)の基礎的・専門的知識を身に付け、地域社会及び国際社会に貢献することのできる人材を育成する。(宇都宮大学国際学部履修規程第2条の3第1項)

本学科は、グローバル化する地域の現状と課題を多文化共生の視点から読み解き、問題構造を踏まえて社会を構想していく力を養うとともに、コミュニケーション能力や行動力・協調性を兼ね備えた、グローバルな実践力を持った人材を育成する。(宇都宮大学国際学部履修規程第2条の3第2項)

○共同教育学部

本学部は、学校教育教員の養成を目的とする。(宇都宮大学共同教育学部履修規程第2条の2第1項)

本課程は、学校教育全般を見直しつつ、実践力のある初等・中等教員及び特別支援教育の教員の資質を持った人物を養成することを目的とする。(宇都宮大学共同教育学部履修規程第2条の2第2項)

○工学部

本学部は、基盤教育科目、共通専門科目及び物質環境化学コース、機械システム工学コース、情報電子オプティクスコースの専門分野に関する教育を通して、地域社会あるいはグローバル化した社会で、専門的知識及び統合した工学知と3C精神を基盤としてイノベーション(新しい価値・サービス・知の創造)を実現し、持続可能な地球社会の発展に実践的に貢献できる人材の育成を目指すこと、そのための質の高い研究を推進することを通して、社会からの信頼と負託に応えることを理念とする。(宇都宮大学工学部履修規程第3条第1項)

基盤工学科は、工学分野における多様な分野の知識や技術を有機的に統合して、社会における課題解決の場面に応用できる専門職業人を育成する。(宇都宮大学工学部履修規程第3条第2項)

物質環境化学コースは、優れた新素材の開発やエネルギー・環境問題の解決を始めとして、物質が関係するあらゆる問題に化学の「知恵」をもって取り組む力と、デザイン力(問題発見・解決力)をもつ人材を育成する。(宇都宮大学工学部履修規程第3条第3項)

機械システム工学コースは、マイクロ・ナノシステムから大規模システムまで環境負荷配慮設計を実現するために、AIとネットワーク環境を踏まえて総合的かつ統合的に機械システムをデザインし得る機械工学基礎能力と創造的応用技術を身につけ社会の発展に貢献するような人材を育成する。(宇都宮大学工学部履修規程第3条第4項)

情報電子オプティクスコースは、情報・電子・オプティクス分野に関する知識や技術と、それに基づくデザイン力(問題発見・解決力)を併せもち、激しく変化する高度技術社会の多様な要請に対し、広い視野と責任感を持って対応できる人材を育成する。(宇都宮大学工学部履修規程第3条第5項)

○農学部

本学部は、持続的・生物生産、環境の保全と修復、生命科学の発展と応用を共通の目標においた教育・研究を通して、地域社会並びに国際社会に貢献することのできる人材を育成する。（宇都宮大学農学部履修規程第2条の3第1項）

生物資源科学科は、生物学及び化学を基礎として、多様な生物資源の特質を分子から個体・個体群・生態系レベルで究明し、動物・植物・昆虫・微生物の機能解明・開発、食料等の人間生活に必要な生物資源の持続的生産、及び生物資源の環境産業等への展開利用に役立つ理論と実践力を身につける教育を行う。その上で多様な問題に対する解決能力を身につけ能動的に活躍できる人材を育成する。（宇都宮大学農学部履修規程第2条の3第2項）

応用生命化学科は、生命の営みを支える物質を明らかにし、その代謝などによる構造や機能の変化を解明することを通じて、真に豊かな暮らしを支える科学技術の発展を図るための教育研究を行い、生命・食品・環境の分野で活躍できる人材を育成する。（宇都宮大学農学部履修規程第2条の3第3項）

農業環境工学科は、環境と調和した農業システムと豊かで美しい田園空間の創出をめざし、農業生産、農村居住空間から農物流通に至るまでの農業・農学の課題に対して、調査・計画・設計及び管理技術に関する工学的な教育・研究を行い、関連技術の高度化、多様化、国際化に貢献できる人材を育成する。（宇都宮大学農学部履修規程第2条の3第4項）

農業経済学科は、国内外の食料・農業・農村について社会科学的視点から教育・研究を行い、実践的解決能力を備え、社会に貢献できる人材を育成する。（宇都宮大学農学部履修規程第2条の3第5項）

森林科学科は、人間社会の持続的発展のための森林資源の利活用を探究することを通して、森林に係わる実践的専門家を育成する。（宇都宮大学農学部履修規程第2条の3第6項）

【大学院（研究科、専攻）の目的】

本学大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。（宇都宮大学大学院学則第2条第1項）

本学大学院は、研究科又は専攻ごとの人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的について、別に研究科細則で定め、公表するものとする。（宇都宮大学大学院学則第2条第2項）

○地域創生科学研究科

本研究科は、21世紀の課題を解決して持続可能な豊かな地域社会の創生に貢献するために、社会デザインとイノベーションに関する高度な専門知識・技術を身に付けて、学際的な幅広い思考力と実践力を備えて主体的に行動できる高度専門職業人の育成をするとともに、STI for SDGsに資する特長的で強みのある研究の推進を教育研究の目的とする。（宇都宮大学大学院地域創生科学研究科細則第2条第1項）

前期2年の課程（以下「博士前期課程」という。）各専攻の教育研究の目的は次のとおりとする。（宇都宮大学大学院地域創生科学研究科細則第2条第2項）

(1)社会デザイン科学専攻は、地域社会に関するソフトウェア（コミュニティ、社会制度、文化、政策等）やハードウェア（建築、国土保全、環境等）のデザインに貢献できる高度専門職業人の育成を目的とする。

(2)工農総合科学専攻は、工学分野と農学分野に関するものづくり、食料・農林業・環境を支えるイノベーションの創造やマネジメントに貢献できる高度専門職業人の育成を目的とする。

後期3年の課程（以下「博士後期課程」という。）先端融合科学専攻は、融合・多様化する分野に積極的に対応できる、幅広い知識と技術に支えられた、より高い専門性を備える自立した人材を養成し、地域や社会の課題解決に資する先端融合研究の推進を教育研究の目的とする。（宇都宮大学大学院地域創生科学研究科細則第2条第3項）

○教育学研究科

本研究科では、学校現場から課題を抽出し、理論と実践の架橋・往還・融合を通して学校現場と共に組織的に課題を解決しようとする中で、多様な人々と協働しながら対応・解決できる力量を備えた、高度な教育専門職としての初等中等教育教員を養成する。（宇都宮大学大学院教育学研究科細則第2条）

3 特徴

本学は、栃木県師範学校、宇都宮高等農林学校を基礎として創立し、多様で豊かなフィールドを持つ栃木県という立地環境の中で、社会や時代のニーズに応じた組織を創設し続け、現在、5学部、2研究科からなる総合大学として社会の中核を担う人材の育成と「地域の知の拠点」機能の強化に取り組んでいる。

教育面においては、「行動的知性」を備え広く社会の発展に貢献する人材を育成するために、アクティブ・ラーニングの拡充や、学修到達度可視化システムの開発などを行って教育の質の向上に取り組んでいる。また、社会や時代の変化やニーズに応じた人材育成のための新たな教育組織として、文理融合の新たな枠組みによる新学部「地域デザイン科学部」の設置（2016年度）、文理・分野融合の新たな大学院組織「地域創生科学研究科（修士課程）」の設置（2019年度）、2つの大学の資源や人材を有効活用することによる教員養成機能の強化を目的とした全国初の「共同教育学部」（群馬大学との共同）の設置（2020年度）などを行っている。

研究面においては、独創的な特色ある研究による新たな「知」を創造するために、特色分野である分子農学、オプティクス、ロボティクスなどの研究を積極的に展開し、研究成果に結びつけている。また、「ロボティクス・工農技術研究所（REAL）」の設置（2018年度）や学内研究助成の拡充などにより異分野融合研究を推進し、イノベーションの創出を目指している

地域やステークホルダーとの双方向性では、県内25の全市町と相互友好連携協定を締結（2019年度）するなどして地域との連携を強化し、地域課題への対応や学生への学修フィールドの提供などが相互に行われている。また、宇大未来塾（2017年度）やUUカレッジ（2018年度）などの特徴的な社会人の学び直しプログラムを創設し、社会人の学修意欲向上に貢献している。さらに、多くの高大連携事業を展開し、グローバルサイエンスキャンパス事業（第1期：2015年度～2018年度、第2期：2019年度～2022年度）では、高い研究成果を上げた多くの優秀な修了生を輩出して地域の科学人材育成に寄与している。

本学は、これらの取組のベースとしてある3C精神によって構成員のベクトルを合わせ、第3期中期目標・中期計画を推進して確実に成果を上げ、地域の「知」の拠点として、社会の発展に貢献する学生を育て、新たな知を創造し続け、地域から最も信頼される大学として進化を続けている。

II 基準ごとの自己評価

領域1 教育研究上の基本組織に関する基準

: 「該当なし」

基準1-1 教育研究上の基本組織が、大学等の目的に照らして適切に構成されていること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲	
[分析項目1-1-1] 学部及びその学科並びに研究科及びその専攻の構成（学部、学科以外の基本的組織を設置している場合は、その構成）が、大学及びそれぞれの組織の目的を達成する上で適切なものとなっていること	・自己評価書の「I 大学の現況、目的及び特徴」に記載のため、新たな資料は不要 ・前回評価以降に改組があった場合は、大学の設置等の認可申請・届出に係る提出書類の様式（別記様式第2号（その1の1）基本計画書）			
	1-1-1-01 基本計画書（地域デザイン科学部）			
	1-1-1-02 設置計画の概要（国際学部国際学科）			
	1-1-1-03 設置計画の概要（工学部基盤工学科）			
	1-1-1-04 設置計画の概要（教育学研究科 専門職学位課程）			
	1-1-1-05 基本計画書（地域創生科学研究科修士課程）			
	1-1-1-06 基本計画書（共同教育学部学校教育教員養成課程）			
	1-1-1-07 基本計画書（地域創生科学研究科博士課程）			
	・共同教育課程を置いている場合は、大学間で取り交わされた協定書、教育課程の編成・実施その他運営のための協議会の設置を定める文書及びその協議会の開催状況が分かる資料			
	1-1-1-08 国立大学法人宇都宮大学と国立大学法人群馬大学が設置する共同教育学部に関する協定書			
	1-1-1-09 宇都宮大学教育学部と群馬大学教育学部の教育研究活動の連携に関する協定書			
	1-1-1-10 宇都宮大学・群馬大学共同教育学部連絡協議会規程			
	1-1-1-11 宇都宮大学・群馬大学共同教育学部運営会議規程			
1-1-1-12 宇都宮大学・群馬大学共同教育学部連絡協議会議事要録(非公表)				
1-1-1-13 宇都宮大学・群馬大学共同教育学部運営会議議事要録(非公表)				

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
<p>[分析項目1-1-1]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域デザイン科学部の設置（平成28年4月） 「地域の課題を理解し、地域資源・地域特性を活かした、まちづくりを支える専門職業人」を育成し、本学の「地域活性化の中核的拠点」としての機能を強化するため地域デザイン科学部を設置した。 ・国際学部国際学科の設置（平成29年4月） 国際学部を改組し、2学科制を1学科制としグローバルリーダー育成機能を強化する体制を整備した。 ・工学部基盤工学科の設置（平成31年4月） 工学部を改組し、4学科を統合再編して1学科とし、専門的知識と、統合した工学知と、3C精神を基盤としてイノベーションを実現しうる体制を整備した。 ・教育学研究科 専門職学位課程の設置（平成31年4月） 教育学研究科修士課程（学校教育専攻）を廃止し、学校改革・授業改善のリーダーとなるべき人材を育成するため教職大学院（教育実践高度化専攻）を設置した。 ・地域創生科学研究科修士課程の設置（平成31年4月） 4つの研究科（国際学研究科博士前期課程、教育学研究科修士課程、工学研究科博士前期課程、農学研究科修士課程）を再編統合し、文理・分野融合の新大学院「地域創生科学研究科（修士課程）」を設置した。 ・共同教育学部学校教育教員養成課程の設置（令和2年4月） 約15年先の教員需要の減少を見据え、地域の義務教育課程に責任をもって当たる体制の構築や教員の資質能力向上への要請に応えるため、宇都宮大学と群馬大学の両大学の学長をトップとした協議会及び理事をトップとしたワーキンググループを設置し、教育学部の連携・協力に関する協議を進めた結果、共同教育学部を全国初として設置した。 共同教育課程の構築を基に、そのスケールメリット・シナジー効果を活かし、教員養成機能の強化と教員養成教育の質の着実な向上を図ることや、両大学双方の専門分野の強み、特色を組み合わせた高い質と幅広い教育カリキュラムを基に、次代の地域の義務教育課程を担う教員を養成すること、地域の義務教育課程、教員研修体制に対して責任を持つ組織体制・実施体制を安定して維持していくことを目的としている。 ・地域創生科学研究科博士課程の設置（令和3年4月） 2つの研究科（国際学研究科・工学研究科）を再編・統合し専門性を高めるとともに境界領域や学際領域の知識・技術も活用した学際的思考力が養成される分野横断・学際的な教育研究指導体制のもと、STI for SDGs に適した専門深化を実現するため、地域創生科学研究科博士課程を設置した。 			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書き</u> で記述すること。			
・該当なし			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
・該当なし			
【改善を要する事項】			
・該当なし			

基準1-2 教育研究活動等の展開に必要な教員が適切に配置されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目1-2-1] 大学設置基準等各設置基準に照らして、必要な人数の教員を配置していること	・ 認証評価共通基礎データ様式【大学（専門職大学含む）用】様式1 認証評価共通基礎データ様式（令和3年4月改訂）		
[分析項目1-2-2] 教員の年齢及び性別の構成が、著しく偏っていないこと	・ 教員の年齢別・性別内訳（別紙様式1-2-2） 1-2-2 教員の年齢別・性別内訳		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
[分析項目1-2-2] ・ 若手教員を増やすための取組として、新規採用は原則助教とし、その中でも教育力・研究力の高い優秀な教員を確保するため、テニユアトラック性も併せて適用しております。 ・ 女性教員を増やすための取組として、女性教員採用特別制度（学長戦略経費による女性教員の採用）や、採用選考にあたり、業績が同等である場合は女性教員を優先的に採用する旨を公募要領に記載するなど、女性教員を積極的に採用してきました。これらの取組により、教員の年齢・性別のバランスにも変化が現れています。 ・ 上記取組と合わせて、教員人事を一元的に管理するため、すべての教員人事は役員等で構成する「戦略企画本部」の下で行い、これにより戦略的な教員配置を可能としています。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書き</u> で記述すること。			
・ 該当なし			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
・ 該当なし			
【改善を要する事項】			
・ 該当なし			

基準1-3 教育研究活動等を展開する上で、必要な運営体制が適切に整備され機能していること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目1-3-1] 教員の組織的な役割分担の下で、教育研究に係る責任の所在が明確になっていること	・ 教員組織と教育組織の対応表（別紙様式1-3-1）		
	1-3-1 教員組織と教育組織の対応表		
	・ 組織体制が確認できる規定類（学則、運営組織規定）		
	1-3-1-01 国立大学法人宇都宮大学組織規程	12条～14条、21～24条	
	1-3-1-02 国立大学法人宇都宮大学学術院規程	2条～5条	
	・ 責任体制が確認できる規定類（学則、運営組織規定）		
	1-3-1-01 国立大学法人宇都宮大学組織規程	12条～14条、21～24条	再掲
[分析項目1-3-2] 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っていること	・ 規定上の開催頻度と前年度における開催実績一覧（別紙様式1-3-2）		
	1-3-2 規定上の開催頻度と前年度における開催実績一覧		
	・ 教授会等の運営規定等		
	1-3-2-01 宇都宮大学教授会規程		
	1-3-2-02 宇都宮大学教授会の審議事項について		
	1-3-2-03 宇都宮大学大学院専攻教授会規程		
	1-3-2-04 宇都宮大学大学院研究科委員会規程		
	1-3-2-05 宇都宮大学地域デザイン科学部教授会内規		
	1-3-2-06 宇都宮大学国際学部教授会内規		
	1-3-2-07 宇都宮大学共同教育学部教授会内規		
	1-3-2-08 宇都宮大学工学部教授会内規		
	1-3-2-09 宇都宮大学農学部教授会内規		
	1-3-2-10 宇都宮大学大学院地域創生科学研究科専攻教授会内規		
	1-3-2-11 宇都宮大学大学院地域創生科学研究科代議員会内規		
	1-3-2-12 宇都宮大学大学院国際学研究科委員会内規		
1-3-2-13 宇都宮大学大学院教育学研究科委員会内規			
1-3-2-14 宇都宮大学大学院工学研究科委員会内規			

<p>【分析項目1-3-3】 全学的見地から、学長若しくは副学長の下で教育研究活動について審議し又は実施する組織が機能していること</p>	<p>・規定上の開催頻度と前年度における開催実績一覧（別紙様式1-3-3）</p> <p>1-3-3 規定上の開催頻度と前年度における開催実績一覧</p> <p>・運営規定等</p> <p>1-3-3-01 国立大学法人宇都宮大学教育研究評議会規程</p> <p>1-3-3-02 宇都宮大学教務委員会規程</p>		
<p>【特記事項】</p>			
<p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p>			
<p>【分析項目1-3-1】 ・教員は組織上、学術院に所属することとなるが、教員の採用人事は学士課程及び大学院課程の教育プログラムの責任教員または担当教員となることを前提としていることから、教育研究に係る責任の所在が明確となっている。</p>			
<p>【分析項目1-3-2】 ・地域創生科学研究科の各専攻には、重要事項の審議の場として専攻教授会が設置されている。一方、「学生の学位の授与及び取消しに関すること（1-3-2-10_宇都宮大学大学院地域創生科学研究科専攻教授会内規 第3条2号）」以外の事項については、研究科代議員会に審議を委任している。研究科代議員会は、研究科長、研究科長補佐、学位プログラム長等で組織され、学位プログラム内での意見等はプログラム長を通じて伝えられることで専攻教授会と同様の意思決定機能を備えている。代議員会は内規上、博士前期課程と後期課程を合わせた一つの組織としているが、博士前期課程の案件か、後期課程の案件か、その事項によってメンバーが決められて審議が行われ、研究科全体に係る案件が出た時はすべてのメンバーによって審議を行う体制をとっている。なお、博士前期課程の教授会は専攻毎に設置しているのに対し、代議員会は両専攻のプログラム長等で構成しているが、これは、文理の考え方の違い、文化の違いなどの様々な相違点を背景に議論の深化等の相乗効果が生まれることを企図したためである。</p>			
<p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料とともに箇条書き</u>で記述すること。</p>			
<p>・該当なし</p>			
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。</p>			
<p>■ 当該基準を満たす</p>			
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p>			
<p>・該当なし</p>			
<p>【改善を要する事項】</p>			
<p>・該当なし</p>			

II 基準ごとの自己評価

領域2 内部質保証に関する基準

: 「該当なし」

基準2-1 【重点評価項目】内部質保証に係る体制が明確に規定されていること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目2-1-1] 大学等の教育研究活動等の質及び学生の学習成果の水準について、継続的に維持、向上を図ることを目的とした全学的な体制（以下「機関別内部質保証体制」という。）を整備していること	・ 内部質保証に係る責任体制等一覧（別紙様式2-1-1）		
	2-1-1 内部質保証に係る責任体制等一覧		
	・ 明文化された規定類		
	2-1-1-01 国立大学法人宇都宮大学内部質保証指針	2条	
	2-1-1-02 宇都宮大学点検・評価委員会規程	3条	
	2-1-1-03 国立大学法人宇都宮大学評価規程	3条	
[分析項目2-1-2] それぞれの教育研究上の基本組織が、教育課程について責任をもつように質保証の体制が整備されていること	・ 教育研究上の基本組織一覧（別紙様式2-1-2）		
	2-1-2 教育研究上の基本組織一覧		
	・ 明文化された規定類		
	2-1-1-03 国立大学法人宇都宮大学評価規程	4条	再掲
	2-1-2-01 宇都宮大学地域デザイン科学部点検・評価委員会内規	2条	
	2-1-2-02 宇都宮大学国際学部点検・評価委員会内規	2条	
	2-1-2-03 宇都宮大学共同教育学部及び教育学研究科自己点検・評価委員会内規	2条	
	2-1-2-04 宇都宮大学工学部点検・評価委員会内規	2条	
	2-1-2-05 宇都宮大学農学部点検・評価委員会内規	2条	
	2-1-2-06 宇都宮大学大学院地域創生科学研究科点検・評価委員会内規	2条	
	・ 評価実施年度における当該共同学科等の教育課程に関する報告書（関与するすべての大学の名義で作成されたもの）		
	2-1-2-07 宇都宮大学・群馬大学共同教育学部に係る全体としての教育研究活動の状況報告書		
	2-1-2-08 宇都宮大学・群馬大学共同教育学部の教育課程の実施に関する申合せ		
2-1-2-09 成績分布の組織的な確認について（非公表）			
2-1-2-10 第3期中期目標期間（4年目終了時評価）に係る業務の実績に関する評価結果			

<p>[分析項目2-1-3] 施設及び設備、学生支援並びに学生の受入に関して質保証について責任をもつ体制を整備していること</p>	<p>・ 質保証について責任をもつ体制への構成員等の一覧（別紙様式2-1-3）</p>		
	<p>2-1-3 質保証について責任をもつ体制への構成員等の一覧</p>		
	<p>・ 明文化された規定類</p>		
	<p>2-1-3-01 国立大学法人宇都宮大学戦略企画本部規程</p>	2条～6条	
	<p>2-1-3-02 宇都宮大学教育研究基盤戦略会議要項</p>	2条～3条	
	<p>2-1-3-03 宇都宮大学学務委員会規程</p>	1条～4条	
	<p>2-1-3-04 宇都宮大学アドミッションセンター規程</p>	2条～3条、6条	
<p>【特記事項】</p>			
<p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p>			
<p>・ 該当なし</p>			
<p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料とともに箇条書き</u>で記述すること。</p>			
<p>・ 該当なし</p>			
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。</p>			
<p>■ 当該基準を満たす</p>			
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p>			
<p>・ 該当なし</p>			
<p>【改善を要する事項】</p>			
<p>・ 該当なし</p>			

基準2-2 【重点評価項目】内部質保証のための手順が明確に規定されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目2-2-1] それぞれの教育課程について、以下の事項を機関別内部質保証体制が確認する手順を有していること (1) 学位授与方針が大学等の目的に則して定められていること (2) 教育課程方針が大学等の目的及び学位授与方針と整合性をもって定められていること (3) 学習成果の達成が授与する学位に相応しい水準になっていること	・ 明文化された規定類		
	2-1-1-03 国立大学法人宇都宮大学評価規程	10条	再掲
	2-1-1-01 国立大学法人宇都宮大学内部質保証指針	3条	再掲
[分析項目2-2-2] 教育課程ごとの点検・評価において、領域6の各基準に照らした判断を行うことが定められていること	・ 教育課程における評価の内容を規定する規定類一覧（別紙様式2-2-2）		
	2-2-2 教育課程における評価の内容を規定する規定類一覧		
	・ 明文化された規定類		
[分析項目2-2-3] 施設及び設備、学生支援、学生の受入に関して行う自己点検・評価の方法が明確に定められていること	2-1-1-03 国立大学法人宇都宮大学評価規程	10条	再掲
	2-1-1-01 国立大学法人宇都宮大学内部質保証指針	3条	再掲
	・ 自己点検・評価の実施時期、評価方法を規定する規定類一覧（別紙様式2-2-3）		
[分析項目2-2-4] 機関別内部質保証体制において、関係者（学生、卒業（修了）生、卒業（修了）生の主な雇用者等）から意見を聴取する仕組みを設けていること	2-2-3 自己点検・評価の実施時期、評価方法を規定する規定類一覧		
	・ 明文化された規定類		
	2-1-1-03 国立大学法人宇都宮大学評価規程	10条	再掲
[分析項目2-2-5] 機関別内部質保証体制において共有、確認された自己点検・評価結果（設置計画履行状況等調査において付される意見等、監事、会計監査人からの意見、外部者による意見及び当該自己点検・評価をもとに受審した第三者評価の結果を含む。）を踏まえた対応措置について検討、立案、提案する手順が定められていること	2-1-1-01 国立大学法人宇都宮大学内部質保証指針	3条	再掲
	2-2-4 意見聴取の実施時期、内容等一覧		
	・ 意見聴取の実施時期、内容等一覧（別紙様式2-2-4）		
[分析項目2-2-5] 機関別内部質保証体制において共有、確認された自己点検・評価結果（設置計画履行状況等調査において付される意見等、監事、会計監査人からの意見、外部者による意見及び当該自己点検・評価をもとに受審した第三者評価の結果を含む。）を踏まえた対応措置について検討、立案、提案する手順が定められていること	2-1-1-03 国立大学法人宇都宮大学評価規程	10条	再掲
	2-1-1-01 国立大学法人宇都宮大学内部質保証指針	3条	再掲
	2-2-4-01 教学系アンケート調査統合・整理関連図		
[分析項目2-2-5] 機関別内部質保証体制において共有、確認された自己点検・評価結果（設置計画履行状況等調査において付される意見等、監事、会計監査人からの意見、外部者による意見及び当該自己点検・評価をもとに受審した第三者評価の結果を含む。）を踏まえた対応措置について検討、立案、提案する手順が定められていること	・ 検討、立案、提案の責任主体一覧（別紙様式2-2-5）		
	2-2-5 検討、立案、提案の責任主体一覧		
	・ 明文化された規定類		
[分析項目2-2-5] 機関別内部質保証体制において共有、確認された自己点検・評価結果（設置計画履行状況等調査において付される意見等、監事、会計監査人からの意見、外部者による意見及び当該自己点検・評価をもとに受審した第三者評価の結果を含む。）を踏まえた対応措置について検討、立案、提案する手順が定められていること	2-1-1-03 国立大学法人宇都宮大学評価規程	9条～10条	再掲
	2-1-1-01 国立大学法人宇都宮大学内部質保証指針	2条、5条	再掲

[分析項目 2-2-6] 機関別内部質保証体制において承認された計画を実施する手順が定められていること	・実施の責任主体一覧（別紙様式 2-2-6）		
	2-2-6 実施の責任主体一覧		
	・明文化された規定類		
	2-1-1-03 国立大学法人宇都宮大学評価規程	9条～10条	再掲
[分析項目 2-2-7] 機関別内部質保証体制において、その決定した計画の進捗を確認するとともに、その進捗状況に応じた必要な対処方法について決定する手順が定められていること	2-1-1-01 国立大学法人宇都宮大学内部質保証指針	2条、5条	再掲
	・明文化された規定類		
	2-1-1-03 国立大学法人宇都宮大学評価規程	9条～10条	再掲
	2-1-1-01 国立大学法人宇都宮大学内部質保証指針		再掲
[分析項目 2-2-7] ・計画の進捗状況において改善が必要な事項の対処方法については、「2-2-7-01_宇都宮大学内部質保証体制」の赤枠内にあるように改善に至るまで、進捗状況の報告→達成度の検証・報告→改善に向けた検討の付託を繰り返す手順をとっている。			
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
・該当なし			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
・該当なし			
【改善を要する事項】			
・該当なし			

基準2-3 【重点評価項目】 内部質保証が有効に機能していること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目2-3-1] 自己点検・評価の結果（設置計画履行状況等調査において付される意見等、監事、会計監査人からの意見、外部者による意見及び当該自己点検・評価をもとに受審した第三者評価の結果を含む。）を踏まえて決定された対応措置の実施計画に対して、計画された取組が成果をあげていること、又は計画された取組の進捗が確認されていること、あるいは、取組の計画に着手していることが確認されていること	・計画等の進捗状況一覧（別紙様式2-3-1）		
	2-3-1 計画等の進捗状況一覧		
	2-3-1-01 カリキュラム・ポリシー（学部）		
	2-3-1-02 カリキュラム・ポリシー（大学院）		
	2-3-1-03 シラバス（非公表）		
	2-3-1-04 成績評価に対する質問・疑問、異議申立ての流れ（改正案）（非公表）		
	2-3-1-05 卒業認定手順		
	5-1-1-01 宇都宮大学アドミッション・ポリシー（学士課程・大学HP公表資料）		
	5-1-1-02 宇都宮大学アドミッション・ポリシー（博士前期課程・大学HP公表資料）		
	6-6-1-01 (00) 宇都宮大学における授業科目成績の評価及びGPT・GPA制度の取扱いに関する要項		
	6-6-1-02 (00) 学士課程における成績評価基準に関する申合せ		
[分析項目2-3-2] 機関別内部質保証体制のなかで、点検に必要な情報を体系的、継続的に収集、分析する取組を組織的に行っており、その取組が効果的に機能していること（より望ましい取組として分析）	・該当する報告書等		
	2-3-2-01 UUIR-Report029		
	2-3-2-02 令和3年度学生総合調査における学修状況の経年変化について		
[分析項目2-3-3] 機関別内部質保証体制のなかで、学生・卒業生を含む関係者からの意見を体系的、継続的に収集、分析する取組を組織的に行っており、その意見を反映した取組を行っていること（より望ましい取組として分析）	・該当する報告書等		
	2-3-2-02 令和3年度学生総合調査における学修状況の経年変化について		再掲
	2-3-3-01 令和2年度「学生による授業評価」報告書（抜粋版）		
	2-3-3-02 令和元年度「学生による授業評価」報告書（抜粋版）		
	2-3-3-03 平成30年度「学生による授業評価」報告書（抜粋版）		
	2-3-3-04 平成29年度「学生による授業評価」報告書（抜粋版）		
	2-3-3-05 平成28年度「学生による授業評価」報告書（抜粋版）		
	2-3-3-06 令和3年度卒業・修了生アンケート集計結果		
	2-3-3-07 令和2年度卒業・修了生アンケート集計結果		
	2-3-3-08 令和元年度卒業・修了生アンケート集計結果		
	2-3-3-09 平成30年度卒業・修了生アンケート集計結果		
2-3-3-10 平成29年度卒業・修了生アンケート集計結果			
2-3-3-11 平成28年度卒業・修了生アンケート集計結果			

	2-3-3-12 令和2年度就職先企業等に対する大学教育の評価に関するアンケート調査結果報告書		
	2-3-3-13 令和元年度就職先企業等に対する大学教育の評価に関するアンケート調査結果報告書		
	2-3-3-14 令和3年度第1回ステークホルダー会議議事要録		
	・領域4、5、6の各基準に関して学生等が主体的に作成し、機関別内部質保証体制として確認した報告書等を添付文書とすることができる。		
[分析項目2-3-4] 質保証を行うに相応しい第三者による検証、助言を受け、内部質保証に対する社会的信頼が一層向上している状況にあること（より望ましい取組として分析）	・該当する第三者による検証等の報告書		
	2-1-2-10 第3期中期目標期間（4年目終了時評価）に係る業務の実績に関する評価結果		再掲
	2-3-4-01 平成29年度教職大学院認証評価評価結果		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
[分析項目2-3-4] ・第三者による評価（第3期中期目標期間（4年目終了時）における評価）において指摘された事項等は、内部質保証体制の下で検討し、改善に取り組んでいる。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書き</u> で記述すること。			
・該当なし			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】 ・該当なし			
【改善を要する事項】 ・該当なし			

基準2-4 教育研究上の基本組織の新設や変更等重要な見直しを行うにあたり、大学としての適切性等に関する検証が行われる仕組みを有していること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目2-4-1] 学部又は研究科その他教育研究上の組織の新設・改廃等の重要な見直しを行うにあたり、機関別内部質保証体制で当該見直しに関する検証を行う仕組みを有していること	・ 明文化された規定類		
	2-4-1-01 国立大学法人宇都宮大学役員会規程	3条	
	2-4-1-02 国立大学法人宇都宮大学教育研究評議会規程	4条	
	・ 新設や改廃に関する機関別内部質保証体制で審議された際の議事録と当該関係資料		
	2-4-1-03 平成31年度第1回役員会議事録・資料（共同教育学部設置）（非公表）		
	2-4-1-04 平成30年度第10回役員会議事録・資料（設置・改組に伴う学則の審議）（非公表）		
	2-4-1-05 平成29年度第13回役員会議事録・資料（新大学院設置）（非公表）		
	2-4-1-06 平成29年度第7回役員会議事録・資料（共同教育学部設置検討に関する覚書）（非公表）		
	2-4-1-07 令和3年度第1回教育研究評議会議事要録・資料（新学位プログラム）（非公表）		
	2-4-1-08 平成30年度第9回教育研究評議会議事要録・資料（設置・改組に伴う学則の審議）（非公表）		
2-4-1-09 平成29年度第8回教育研究評議会議事要録・資料（共同教育学部設置検討に関する覚書）（非公表）			
2-4-1-10 平成28年度第8回教育研究評議会議事要録・資料（新大学院構想）（非公表）			
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
・ 該当なし			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
・ 該当なし			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
・ 該当なし			
【改善を要する事項】			
・ 該当なし			

基準2-5 組織的に、教員の質及び教育研究活動を支援又は補助する者の質を確保し、さらにその維持、向上を図っていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目2-5-1] 教員の採用及び昇格等にあって、教育上、研究上又は実務上の知識、能力及び実績に関する判断の方法等を明確に定め、実際にその方法によって採用、昇格させていること	・教員の採用・昇任の状況（過去5年分）（別紙様式2-5-1）		
	2-5-1 教員の採用・昇任の状況（過去5年分）		
	・明文化された規定類		
	2-5-1-01 国立大学法人宇都宮大学職員人事規程（非公表）	4条、10条	
	2-5-1-02 国立大学法人宇都宮大学教員選考規程（非公表）	3条	
	2-5-1-03 国立大学法人宇都宮大学基盤英語科目担当教員に関する規程（非公表）	3条～4条	
	2-5-1-04 宇都宮大学大学院地域創生科学研究科博士前期課程の研究指導教員及び研究指導補助教員の資格審査に関する要項	5条～6条	
	・学士課程における教育上の指導能力に関する評価の実施状況が確認できる資料		
	2-5-1-05 採用・昇任に関する書類例（非公表）		
	2-5-1-06 宇都宮大学教員の昇任人事に関するガイドライン（非公表）		
	2-5-1-07 指導能力に関する評価の実施状況例（地域デザイン科学部・採用）（非公表）		
	2-5-1-08 指導能力に関する評価の実施状況例（地域デザイン科学部・昇任）（非公表）		
	2-5-1-09 指導能力に関する評価の実施状況例（国際学部・採用）（非公表）		
	2-5-1-10 指導能力に関する評価の実施状況例（国際学部・昇任）（非公表）		
	2-5-1-11 指導能力に関する評価の実施状況例（共同教育学部・採用）（非公表）		
	2-5-1-12 指導能力に関する評価の実施状況例（共同教育学部・昇任）（非公表）		
	2-5-1-13 指導能力に関する評価の実施状況例（工学部・採用）（非公表）		
	2-5-1-14 指導能力に関する評価の実施状況例（工学部・昇任）（非公表）		
	2-5-1-15 指導能力に関する評価の実施状況例（農学部・採用）（非公表）		
	2-5-1-16 指導能力に関する評価の実施状況例（農学部・昇任）（非公表）		
・大学院課程における教育研究上の指導能力（専門職学位課程にあっては教育上の指導能力）に関する評価の実施状況が確認できる資料			
2-5-1-05 採用・昇任に関する書類例（非公表）		再掲	
2-5-1-06 宇都宮大学教員の昇任人事に関するガイドライン（非公表）		再掲	
2-5-1-17 指導能力に関する評価の実施状況例（教育学研究科・採用）（非公表）			
2-5-1-18 指導能力に関する評価の実施状況例（教育学研究科・昇任）（非公表）			
2-5-1-19 指導能力に関する評価の実施状況例（地域創生科学研究科・指導資格審査）（非公表）			

[分析項目2-5-2] 教員の教育活動、研究活動及びその他の活動に関する評価を継続的に実施していること	・教員業績評価の実施状況（別紙様式2-5-2）		
	2-5-2 教員業績評価の実施状況		
	・明文化された規定類		
	2-5-2-01 国立大学法人宇都宮大学教員業績評価実施要領（非公表）	2条～4条	
	2-5-2-02 国立大学法人宇都宮大学教員業績評価基本方針（非公表）	1条～2条	
	2-5-2-03 国立大学法人宇都宮大学教員評価委員会規程（非公表）	2条	
	2-5-2-04 国立大学法人宇都宮大学テニュアトラック教員の評価及びテニュア審査に関する申合せ（非公表）	2条～3条	
	・教員の業績評価の内容、実施方法、実施状況が確認できる資料（実施要項、業績評価結果の報告書等）		
	2-5-2-01 国立大学法人宇都宮大学教員業績評価実施要領（非公表）	2条～4条	再掲
	2-5-2-02 国立大学法人宇都宮大学教員業績評価基本方針（非公表）	1条～2条	再掲
2-5-2-04 国立大学法人宇都宮大学テニュアトラック教員の評価及びテニュア審査に関する申合せ（非公表）	2条～3条	再掲	
[分析項目2-5-3] 評価の結果、把握された事項に対して評価の目的に則した取組を行っていること	・評価結果に基づく取組（別紙様式2-5-3）		
	2-5-3 評価結果に基づく取組		
	・反映される規定がある場合は明文化された規定類		
	2-5-2-02 国立大学法人宇都宮大学教員業績評価基本方針（非公表）	2条	再掲
	・教員の業績評価の内容、実施方法、実施状況が確認できる資料（業績評価に関連する規定、実施要項、業績評価結果の報告書等）		
	2-5-2-01 国立大学法人宇都宮大学教員業績評価実施要領（非公表）	2条～4条	再掲
2-5-2-02 国立大学法人宇都宮大学教員業績評価基本方針（非公表）	1条～2条	再掲	
[分析項目2-5-4] 授業の内容及び方法の改善を図るためのファカルティ・ディベロップメント（FD）を組織的に実施していること	・FDの内容・方法及び実施状況一覧（別紙様式2-5-4）		
	2-5-4 FDの内容・方法及び実施状況一覧		

<p>[分析項目2-5-5] 教育活動を展開するために必要な教育支援者や教育補助者が配置され、それらの者が適切に活用されていること</p>	・教育支援者、教育補助者一覧（別紙様式2-5-5）		
	2-5-5 教育支援者、教育補助者一覧		
	・教務関係等事務組織図及び事務職員の事務分掌、配置状況が確認できる資料		
	2-5-5-01 教務関係等事務組織図		
	2-5-5-02 国立大学法人宇都宮大学事務分掌細則	2条～20条	
	・教育活動に関わる技術職員、図書館専門職員等の配置状況が確認できる資料		
	2-5-5-03 教育活動に係わる技術職員の配置状況		
	2-5-5-04 図書館に係わる職員の配置状況		
<p>[分析項目2-5-6] 教育活動を展開するために必要な教育支援者や教育補助者が担当する業務に応じて、研修の実施など必要な質の維持、向上を図る取組を組織的に実施していること</p>	・教育支援者等に対する研修等内容・方法及び実施状況一覧（別紙様式2-5-6）		
	2-5-6 教育支援者等に対する研修等内容・方法及び実施状況一覧		
	・TA等の教育補助者に対してのマニュアルや研修等内容、実施状況が確認できる資料		
	2-5-6-01 ティーチング・アシスタント (TA) の採用にあたって		
	2-5-6-02 リサーチ・アシスタント (RA) の採用にあたって		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
・該当なし			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
・該当なし			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
・該当なし			
【改善を要する事項】			
・該当なし			

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域3 財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準

: 「該当なし」

基準3-1 財務運営が大学等の目的に照らして適切であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目3-1-1] 毎年度、財務諸表等について法令等に基づき必要な手続きを経ていること	・直近年度の財務諸表 3-1-1-01 宇都宮大学令和3年度財務諸表		
	・上記財務諸表に係る監事、会計監査人の監査報告書 3-1-1-02 令和3年度監事監査報告書		
	3-1-1-03 令和3年度会計監査人監査報告書		
[分析項目3-1-2] 教育研究活動に必要な予算を配分し、経費を執行していること	・予算・決算の状況（過去5年間分）がわかる資料（別紙様式3-1-2） 3-1-2 予算・決算の状況（過去5年間分）がわかる資料		
	・分析の手順に示された理由がある場合に、その理由を記載した書類 3-1-2-01 乖離理由等		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
・該当なし			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</u>			
・該当なし			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
・該当なし			
【改善を要する事項】			
・該当なし			

基準3-2 管理運営のための体制が明確に規定され、機能していること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
【分析項目3-2-1】 大学の管理運営のための組織が、適切な規模と機能を有していること	・管理運営のための組織（法人の役員会、経営協議会、教育研究評議会等が、法人としての業務以外で大学の教育研究活動に係る運営において役割を有する場合は、それらを含む。）の設置、構成等が確認できる資料（根拠となる規定を含む。）		
	1-3-1-01 国立大学法人宇都宮大学組織規程	8条～12条	再掲
	2-4-1-01 国立大学法人宇都宮大学役員会規程	2条～3条	再掲
	3-2-1-01 国立大学法人宇都宮大学経営協議会規程	2条、4条	
	2-4-1-02 国立大学法人宇都宮大学教育研究評議会規程	2条、4条	再掲
	・大学の学長と大学を設置する法人の長が異なる場合は、責任の内容と所在が確認できる資料 ・役職者の名簿		
【分析項目3-2-2】 法令遵守に係る取組及び危機管理に係る取組のための体制が整備されていること	1-3-1-03 令和4年度 理事・副学長及び学長特別補佐等の担当業務等		再掲
	・法令遵守事項一覧（別紙様式3-2-2） ・危機管理体制等一覧（別紙様式3-2-2） 3-2-2 法令遵守事項、危機管理体制等一覧		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
・該当なし			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 簡条書きで記述すること。			
・該当なし			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
・該当なし			
【改善を要する事項】			
・該当なし			

基準3-3 管理運営を円滑に行うための事務組織が、適切な規模と機能を有していること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目3-3-1] 管理運営を円滑に行うための事務組織が、適切な規模と機能を有していること	・事務組織一覧（部署ごとの人数（分析項目2-5-5教育支援者を含む。））（別紙様式3-3-1）		
	3-3-1 事務組織一覧		
	・根拠となる規定類		
	3-3-1-01 国立大学法人宇都宮大学事務組織規程	2条～20条	
	2-5-5-02 国立大学法人宇都宮大学事務分掌細則	2条～20条	再掲
	・事務組織の組織図		
	3-3-1-02 事務組織図・事務職員数		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
・該当なし			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。			
・該当なし			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
・該当なし			
【改善を要する事項】			
・該当なし			

基準3-4 教員と事務職員等との役割分担が適切であり、これらの者の間の連携体制が確保され、能力を向上させる取組が実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目3-4-1] 教員と事務職員等が適切な役割分担のもと、必要な連携体制を確保していること	・教職協働の状況（別紙様式3-4-1） 3-4-1 教職協働の状況		
[分析項目3-4-2] 管理運営に従事する教職員の能力の質の向上に寄与するため、スタッフ・ディベロップメント（SD）を実施していること	・SDの内容・方法及び実施状況一覧（別紙様式3-4-2） 3-4-2 SDの内容・方法及び実施状況一覧		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
・該当なし			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
・該当なし			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
・該当なし			
【改善を要する事項】			
・該当なし			

基準3-5 財務及び管理運営に関する内部統制及び監査の体制が機能していること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目3-5-1] 監事が適切な役割を果たしていること	・ 監事に関する規定		
	3-5-1-01 国立大学法人宇都宮大学監事監査規程	3条~5条	
	3-5-1-02 国立大学法人宇都宮大学監事に関する規程	2条	
	3-5-1-03 国立大学法人宇都宮大学監事監査実施基準	3条、5条	
	・ 監事による監査の実施状況を確認できる資料（直近年度の監事監査計画書、監事監査報告書、監事による意見書等）		
	3-5-1-04 令和3年度監事監査計画		
	3-5-1-05 第17期事業年度 監事の監査報告書 [公式HP掲載版]		
	3-5-1-06 令和2年度監事監査意見（報告）書 [公式HP掲載版]		
[分析項目3-5-2] 法令の定めに従って、会計監査人による監査が実施されていること	・ 監事が置かれていない場合は、直近年度の地方自治体における監査委員等の監査結果		
	・ 会計監査人の監査の内容・方法が確認できる資料（直近年度の監査計画書等）		
	3-5-2-01 第18事業年度 独立監査人の監査計画概要説明書（非公表）		
	・ 財務諸表等の監査の実施状況を確認できる資料（直近年度の会計監査人による監査報告書等）		
[分析項目3-5-3] 独立性が担保された主体により内部監査を実施していること	3-5-2-02 第17事業年度 独立監査人の監査報告書 [公式HP掲載版]		
	・ 組織図又は関係規定（独立性が担保された主体であることが確認できるもの）		
	3-5-3-01 宇都宮大学組織図		
	・ 内部監査に関する規定		
	3-5-3-02 国立大学法人宇都宮大学内部監査規程	5条~7条	
	・ 監査の実施状況等が確認できる資料（直近年度の内部監査報告書等）		
	3-5-3-03 令和3年度内部監査基本計画		
	3-5-3-04 令和3年度監査報告書（法人文書管理監査）（非公表）		
	3-5-3-05 令和3年度監査報告書（個人情報及び特定個人情報取扱監査）（非公表）		
	3-5-3-06 令和3年度監査報告書（勤務時間の管理状況監査）（非公表）		
3-5-3-07 令和3年度監査報告書（競争的研究費等監査、会計監査）（非公表）			
3-5-3-08 令和3年度監査報告書（情報セキュリティ監査）（非公表）			

<p>[分析項目3-5-4] 監事を含む各種の監査主体と大学の管理運営主体との間で、情報共有を行っていること</p>	<p>・ 監査の連携状況が具体的に確認できる資料（直近年度の協議、意見交換の議事録等）</p> <p>3-5-4-01 令和3年度会計監査人による監査報告会メモ（R3.6.22）（非公表）</p> <p>3-5-4-02 令和3年度学長と会計監査人とのディスカッションメモ（R3.10.21）（非公表）</p> <p>3-5-4-03 令和3年度監事と会計監査人とのディスカッションメモ（R3.6.22）（非公表）</p> <p>3-5-4-04 令和3年度監事と会計監査人とのディスカッションメモ（R3.10.21）（非公表）</p>		
<p>【特記事項】</p>			
<p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p> <p>・ 該当なし</p>			
<p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料とともに箇条書き</u>で記述すること。</p> <p>・ 該当なし</p>			
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。</p> <p>■ 当該基準を満たす</p>			
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p> <p>・ 該当なし</p>			
<p>【改善を要する事項】</p> <p>・ 該当なし</p>			

基準3-6 大学の教育研究活動等に関する情報の公表が適切であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目3-6-1] 法令等が公表を求める事項を公表していること	・法令が定める教育研究活動等についての情報の公表状況一覧（別紙様式3-6-1）		
	3-6-1 法令が定める教育研究活動等についての情報の公表状況一覧		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
・該当なし			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。			
・該当なし			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
・該当なし			
【改善を要する事項】			
・該当なし			

II 基準ごとの自己評価

領域4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準

: 「該当なし」

基準4-1 教育研究組織及び教育課程に対応した施設及び設備が整備され、有効に活用されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目4-1-1] 教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備を法令に基づき整備していること	・ 認証評価共通基礎データ様式【大学（専門職大学含む）用】様式1		
	認証評価共通基礎データ様式（令和3年4月改訂）		再掲
	・ 夜間の授業又は2以上のキャンパスでの教育の実施状況一覧（別紙様式4-1-1） 4-1-1 夜間の授業又は2以上のキャンパスでの教育の実施状況一覧		
[分析項目4-1-2] 法令が定める実習施設等が設置されていること	・ 附属施設等一覧（別紙様式4-1-2）		
	4-1-2 附属施設等一覧		
[分析項目4-1-3] 施設・設備における安全性について、配慮していること	・ 施設・設備の耐震化、バリアフリー化等の整備状況及び安全・防犯面への配慮の状況（別紙様式4-1-3）		
	4-1-3 施設・設備の耐震化、バリアフリー化等の整備状況及び安全・防犯面への配慮状況		
[分析項目4-1-4] 教育研究活動を展開する上で必要なICT環境を整備し、それが有効に活用されていること	・ 学術情報基盤実態調査（コンピュータ及びネットワーク編）		
	4-1-4-01 令和3年度学術情報基盤実態調査（コンピュータ及びネットワーク編）		
[分析項目4-1-5] 大学組織の一部としての図書館において、教育研究上必要な資料を利用可能な状態に整備し、有効に活用されていること	・ 学術情報基盤実態調査（大学図書館編）		
	4-1-5-01 令和3年度学術情報基盤実態調査（大学図書館編・本館）		
	4-1-5-02 令和3年度学術情報基盤実態調査（大学図書館編・分館）		
[分析項目4-1-6] 自習室、グループ討議室、情報機器室、教室・教育設備等の授業時間外使用等による自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されていること	・ 自主的学習環境整備状況一覧（別紙様式4-1-6）		
	4-1-6 自主的学習環境整備状況一覧		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
・該当なし			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書き</u> で記述すること。			
・該当なし			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
[分析項目4-1-6] ・第3期中期目標・中期計画を達成するにあたり「学生共用スペースを第2期末比で20%拡充する」ことを数値目標として設定し、整備を進めてきた。その結果、令和3年度末時点で学生共用スペースの面積は2倍超となり、目標を大幅に超えて達成することとなった。整備されたスペースは、学生の自発的な学習に資するものとなっており、本学が推し進めるアクティブ・ラーニングの推進にも大きく寄与した。			
【改善を要する事項】			
・該当なし			

基準4-2 学生に対して、生活や進路、課外活動、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が行われていること				
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考		
[分析項目4-2-1] 学生の生活、健康、就職等進路に関する相談・助言体制及び各種ハラスメント等に関する相談・助言体制を整備していること	・ 相談・助言体制等一覧（別紙様式4-2-1）			
	4-2-1 相談・助言体制等一覧			
	・ 保健（管理）センター、学生相談室、就職支援室等を設置している場合は、その概要や相談・助言体制（相談員、カウンセラーの配置等）が確認できる資料			
	4-2-1-01 宇都宮大学学生相談室要項	1条、3条、6条		
	4-2-1-02 宇都宮大学保健管理センター規程	2条～4条		
	4-2-1-03 宇都宮大学就職・キャリア支援センター規程	2条～7条		
	・ 各種ハラスメント等の相談体制や対策方法が確認できる資料（取扱要項等）			
	4-2-1-04 ハラスメントの防止について（HP抜粋）			
	4-2-1-05 国立大学法人宇都宮大学におけるハラスメントの防止等に関する規程	3条～6条、12条、16条		
	4-2-1-06 令和4年度宇都宮大学学生相談室相談員名簿（非公表）			
	4-2-1-07 令和4年度宇都宮大学ハラスメント相談員名簿（非公表）			
[分析項目4-2-2] 学生の部活動や自治会活動等の課外活動が円滑に行われるよう、必要な支援を行っていること	・ 生活支援制度の学生への周知方法（刊行物、プリント、掲示等）が確認できる資料			
	4-2-1-08 学生相談に関する広報チラシ			
	・ 生活支援制度の利用実績が確認できる資料			
	4-2-1-09 令和3年度学生相談実績			
[分析項目4-2-3] 留学生への生活支援等を行う体制を整備し、必要に応じて生活支援等を行っていること	・ 課外活動に係る支援状況一覧（別紙様式4-2-2）			
	4-2-2 課外活動に係る支援状況一覧			
	・ 留学生への生活支援の実施体制及び実施状況（別紙様式4-2-3）			
	4-2-3 留学生への生活支援の内容及び実施体制			
	・ 留学生に対する外国語による情報提供（健康相談、生活相談等）を行っている場合は、その資料			
4-2-3-01 留学生ガイド（英語版）				
4-2-3-02 COVID-19報告先ポスター（英語版）				
4-2-3-03 COVID-19報告先ポスター（中国語版）				
[分析項目4-2-4] 障害のある学生その他特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を行う体制を整備し、必要に応じて生活支援等を行っていること	・ 障害のある学生等に対する生活支援の実施体制及び実施状況（別紙様式4-2-4）			
	4-2-4 障害のある学生等に対する生活支援の内容及び実施体制			

[分析項目4-2-5] 学生に対する経済面での援助を行っていること	・経済的支援の整備状況、利用実績一覧（別紙様式4-2-5）		
	4-2-5 経済的支援の整備状況、利用実績一覧		
	・奨学金制度の整備状況と当該窓口の周知が確認できる資料		
	4-2-5-01 令和4年度入学者選抜要項	P42	
	4-2-5-02 入学科・授業料免除及び徴収猶予（HP抜粋）		
	・日本学生支援機構奨学金等の利用実績が確認できる資料		
	4-2-5-03 日本学生支援機構・貸与及び返還に関する情報（学部）（非公表）		
	4-2-5-04 日本学生支援機構・貸与及び返還に関する情報（大学院）（非公表）		
	・大学独自の奨学金制度等を有している場合は、その制度や利用実績が確認できる資料		
	4-2-5-05 宇都宮大学3C基金増山奨学金海外留学支援奨学金支給要項		
	4-2-5-06 宇都宮大学3C基金増山奨学金外国人留学生支援奨学金支給要項		
	4-2-5-07 宇都宮大学3C基金飯村チャレンジ奨学金支給要項		
	4-2-5-08 宇都宮大学3C基金入学応援奨学金支給要項		
	4-2-5-09 宇都宮大学3C基金関スポーツ奨学金支給要項		
	4-2-5-10 宇都宮大学3C基金齋藤裕奨学金の運営について		
	4-2-5-11 宇都宮大学成績優秀者表彰(学業奨励奨学金)規程		
	4-2-5-12 宇都宮大学理系5年一貫教育学生奨学金制度実施要領		
	・入学料、授業料免除等を実施している場合は、その基準や実施状況が確認できる資料		
	4-2-5-13 宇都宮大学入学料免除に関する規程		
	4-2-5-14 宇都宮大学入学料免除選考基準		
4-2-5-15 宇都宮大学授業料及び寄宿料の免除並びに授業料の徴収猶予に関する規程			
4-2-5-16 宇都宮大学授業料免除選考基準			
・学生寄宿舎を設置している場合は、その利用状況（料金体系を含む。）が確認できる資料			
4-2-5-17 学生寮の状況（HP抜粋）			
・上記のほか、経済面の援助の利用実績が確認できる資料			

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
・該当なし			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書きで記述すること。</u>			
<p>[活動取組4-2-A]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度、新型コロナウイルス感染症の拡大を背景に、本学では「誰一人として取り残さず学生生活の継続を支援する」を合い言葉として、緊急支援基金を迅速に立ち上げ積極的な募集活動を展開した結果、44,038千円の寄附金を受け入れるとともに、企業からノートパソコン75台の現物寄附を受け入れた。 ・これらを原資とし、宇都宮大学3G基金による大規模支援策「緊急学生支援パッケージ」（総額2億円）を展開し、のべ1,200人を超える学生に対し、給付型奨学金、学生ピアサポート、パソコンの無償貸与等の支援を行った。 ・また経済的な支援に留まらず、上級生390人が新生入生を多面的にサポートする「学生ピアサポート制度」を設け、メンタル面のサポートにも重点的に取り組んだ。 		<p>4-2-A-01 緊急学生支援パッケージ</p>	
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
<p>[分析項目4-2-5]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本学が保有する学生寮の入居率が低迷していたことから、学生アンケート等からその要因を分析し、ニーズに沿った新たな女子学生用寄宿舎（部屋数103戸（バリアフリー対応1室を含む。））の建設を決定し、令和4年2月に竣工した。本学生寮は安心・安全設備（玄関オートロック装備、防犯カメラ設置、管理人滞在など）を備え、生活家電を含めた家財道具一式（机・椅子、ベッド、冷蔵庫、電子レンジなど）を標準装備するなど、学生のニーズを踏まえた設計とし、令和4年4月から供用が開始される。 <p>[活動取組4-2-A]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・記載の通り 			
【改善を要する事項】			
・該当なし			

II 基準ごとの自己評価

領域5 学生の受入に関する基準

: 「該当なし」

基準5-1 学生受入方針が明確に定められていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目5-1-1] 学生受入方針において、「求める学生像」及び「入学者選抜の基本方針」の双方を明示していること	・学生受入方針が確認できる資料		
	5-1-1-01 宇都宮大学アドミッション・ポリシー（学士課程・大学HP公表資料）		再掲
	5-1-1-02 宇都宮大学アドミッション・ポリシー（博士前期課程・大学HP公表資料）		再掲
	5-1-1-03 宇都宮大学アドミッション・ポリシー（博士後期課程・大学HP公表資料）		
	5-1-1-04 宇都宮大学アドミッション・ポリシー（専門職学位課程・大学HP公表資料）		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
・該当なし			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
・該当なし			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
・該当なし			
【改善を要する事項】			
・該当なし			

基準5-2 学生の受入が適切に実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目5-2-1] 学生受入方針に沿って、受入方法を採用しており、実施体制により公正に実施していること	・ 入学者選抜の方法一覧（別紙様式5-2-1）		
	5-2-1 入学者選抜の方法一覧		
	・ 入試委員会等の実施組織及び入学者選抜の実施体制が確認できる資料		
	5-2-1-01 宇都宮大学アドミッションセンター規程（非公表）		
	5-2-1-02 宇都宮大学アドミッションセンター入試戦略・入試広報室内規（非公表）		
	5-2-1-03 宇都宮大学アドミッションセンター入試実施室内規（非公表）		
	5-2-1-04 宇都宮大学アドミッションセンター運営会議内規（非公表）		
	・ 入学者選抜の試験実施に係る実施要項、実施マニュアル等		
	5-2-1-05 令和4年度宇都宮大学入学者選抜個別学力検査実施要領（前期日程）（非公表）		
	5-2-1-06 令和4年度宇都宮大学入学者選抜個別学力検査実施要領（後期日程）（非公表）		
	5-2-1-07 令和4年度地域デザイン科学部「総合型選抜」実施要領（非公表）		
	5-2-1-08 令和4年度地域デザイン科学部「私費外国人留学生選抜」実施要項（非公表）		
	5-2-1-09 令和4年度地域デザイン科学部「第3年次編入学試験」実施要項（非公表）		
	5-2-1-10 令和4年度国際学部「学校推薦型選抜Ⅰ」実施要領（非公表）		
	5-2-1-11 令和4年度国際学部「帰国生選抜」「社会人選抜」「外国人生徒選抜」実施要領（非公表）		
	5-2-1-12 令和4年度国際学部「私費外国人留学生選抜」実施要領（非公表）		
	5-2-1-13 令和4年度共同教育学部「学校推薦型選抜Ⅰ」実施要項（非公表）		
	5-2-1-14 令和4年度共同教育学部「私費外国人留学生選抜」実施要項（非公表）		
	5-2-1-15 令和4年度工学部「学校推薦型選抜Ⅰ」実施要項（非公表）		
	5-2-1-16 令和4年度工学部「私費外国人留学生選抜」実施要項（非公表）		
	5-2-1-17 令和4年度工学部「第3年次編入学試験」実施要項（非公表）		
	5-2-1-18 令和4年度農学部「学校推薦型選抜Ⅰ」実施要項（非公表）		
	5-2-1-19 令和4年度農学部「学校推薦型選抜Ⅱ」実施要項（非公表）		
	5-2-1-20 令和4年度農学部「私費外国人留学生選抜」実施要項（非公表）		
5-2-1-21 令和4年度農学部「第3年次編入学試験」実施要項（非公表）			
5-2-1-22 令和3年10月入学及び令和4年4月入学地域創生科学研究科博士前期課程入学試験（第1期）実施要項（非公表）			
5-2-1-23 令和3年10月入学及び令和4年4月入学地域創生科学研究科博士後期課程入学者選抜（第1期）実施要項（非公表）			

	5-2-1-24 令和4年度教育学研究科専門職学位課程入学試験実施要項（非公表） ・面接、実技試験等において評価の公正性を担保する組織的取組の状況を示す資料（面接要領等）		
	5-2-1-25 令和4年度地域デザイン科学部入学者選抜における面接要領、マニュアル等（非公表）		
	5-2-1-26 令和4年度国際学部入学者選抜における面接要領、マニュアル等（非公表）		
	5-2-1-27 令和4年度共同教育学部入学者選抜における面接要領、マニュアル等（非公表）		
	5-2-1-28 令和4年度工学部入学者選抜における面接要領、マニュアル等（非公表）		
	5-2-1-29 令和4年度農学部入学者選抜における面接要領、マニュアル等（非公表）		
	5-2-1-30 令和4年度大学院地域創生科学研究科博士前期課程入学者選抜における面接要領、マニュアル等（非公表）		
	5-2-1-31 令和4年度大学院地域創生科学研究科博士後期課程入学者選抜における面接要領、マニュアル等（非公表）		
	5-2-1-32 令和4年度大学院教育学研究科専門職学位課程入学者選抜における面接要領、マニュアル等（非公表） ・学士課程については、個別学力検査及び大学入試センター試験において課す教科・科目の変更等が入学志願者の準備に大きな影響を及ぼす場合に2年程度前に予告・公表されたもので直近のもの		
	5-2-1-33 令和4年度宇都宮大学入学者選抜等の変更点について（予告・公表）（非公表）		
[分析項目5-2-2] 学生受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組を行っており、その結果を入学者選抜の改善に役立てていること	・学生の受入状況を検証する組織、方法が確認できる資料 5-2-1-01 宇都宮大学アドミッションセンター規程（非公表） 5-2-1-02 宇都宮大学アドミッションセンター入試戦略・入試広報室内規（非公表） 5-2-1-03 宇都宮大学アドミッションセンター入試実施室内規（非公表） 5-2-1-04 宇都宮大学アドミッションセンター運営会議内規（非公表） ・学生の受入状況を検証し、入学者選抜の改善を反映させたことを示す具体的事例等 5-2-2-01 第3期中期目標期間における「総合型選抜」「外国人生徒選抜」「学校推薦型選抜IB」の成果の検証について		再掲 再掲 再掲 再掲
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
・該当なし			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
・該当なし			

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■ 当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

・該当なし

【改善を要する事項】

・該当なし

基準5-3 実入学者数が入学定員に対して適正な数となっていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目5-3-1] 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないこと	・ 認証評価共通基礎データ様式【大学（専門職大学含む）用】様式2		
	認証評価共通基礎データ様式（令和3年4月改訂）		再掲
	・ 実入学者数が「入学定員を大幅に超える」、又は「大幅に下回る」状況になっている場合は、その適正化を図る取組が確認できる資料		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
・ 該当なし			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 簡条書きで記述すること。			
・ 該当なし			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
・ 該当なし			
【改善を要する事項】			
・ 該当なし			

領域6 基準の判断 総括表

宇都宮大学

組織 番号	教育研究上の 基本組織	基準 6-1	基準 6-2	基準 6-3	基準 6-4	基準 6-5	基準 6-6	基準 6-7	基準 6-8	備考
01	地域デザイン科学部	※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり。								国立大学教育研究評価（大学改革支援・学位授与機構）
02	国際学部	※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり。								国立大学教育研究評価（大学改革支援・学位授与機構）
03	共同教育学部	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	該当なし	
04	工学部	※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり。								国立大学教育研究評価（大学改革支援・学位授与機構）
05	農学部	※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり。								国立大学教育研究評価（大学改革支援・学位授与機構）
06	地域創生科学研究科（博士前期課程）	※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり。								国立大学教育研究評価（大学改革支援・学位授与機構）
07	地域創生科学研究科（博士後期課程）	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	該当なし	
08	教育学研究科	※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり。								国立大学教育研究評価（大学改革支援・学位授与機構）

II 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学教育研究評価（大学改革支援・学位授与機構）

: 「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
	データ欄	備考	
・標準修業年限内の卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1) ・「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1)	6-8-1 標準修業年限内の卒業(修了)率(過去5年分)「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)		
・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)(別紙様式6-8-2) 主な進学/就職先(起業者も含む)	6-8-2 就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)		
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	
【優れた成果が確認できる取組】			

II 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学教育研究評価（大学改革支援・学位授与機構）

：「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
	データ欄	備考	
・標準修業年限内の卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1) ・「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1)	6-8-1 標準修業年限内の卒業(修了)率(過去5年分)「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)		
・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)(別紙様式6-8-2) 主な進学/就職先(起業者も含む)	6-8-2 就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)		
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	
・国際学部では、カリキュラムとして海外体験を推奨しており、コロナ禍前は約半数の学生が留学を経験していたことから、留学に伴う休学の発生により、標準修業年限卒業率が低い水準となっている。	6-8-1 標準修業年限内の卒業(修了)率(過去5年分)「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)		再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

II 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※全ての教育課程について、第三者評価結果の活用なし

: 「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-1-1] 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	・策定された学位授与方針		
	6-1-1-01 (03) 共同教育学部ポリシー		
	2-1-2-08 宇都宮大学・群馬大学共同教育学部の教育課程の実施に関する申合せ	第2の2	再掲
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
該当なし			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
該当なし			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
該当なし			
【改善を要する事項】			
該当なし			

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目6-2-1] 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が分かりやすいように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・ 策定された教育課程方針 6-1-1-01 (03) 共同教育学部ポリシー		再掲
	2-1-2-08 宇都宮大学・群馬大学共同教育学部の教育課程の実施に関する申合せ	第2の3	再掲
[分析項目6-2-2] 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	・ 策定された教育課程方針及び学位授与方針 6-1-1-01 (03) 共同教育学部ポリシー		再掲
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
該当なし			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
該当なし			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
該当なし			
【改善を要する事項】			
該当なし			

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目6-3-1] 教育課程の編成が、体系性を有していること	・ 授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）		
	6-3-1-01 (03) 共同教育学部履修案内	19～49ページ	
	2-1-2-08 宇都宮大学・群馬大学共同教育学部の教育課程の実施に関する申合せ	第2の5	再掲
	・ 体系性が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等）		
	6-3-1-02 (03) 共同教育学部カリキュラムツリー		
[分析項目6-3-2] 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	6-3-1-01 (00) 科目ナンバリング		
	・ 分野別第三者評価の結果		
	・ 日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料		
	・ シラバス		
	6-3-2-01 (03) 共同教育学部シラバス (非公表)		
	6-3-2-01 (00) シラバス抜粋 (45時間)		
	2-1-2-08 宇都宮大学・群馬大学共同教育学部の教育課程の実施に関する申合せ	第2の4	再掲
	・ その他自己点検・評価において体系性や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料		
6-3-2-02 (03) 共同教育学部教育プログラム点検・評価報告書			
[分析項目6-3-3] 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	・ 明文化された規定類		
	6-3-3-01 (00) 宇都宮大学学則	第20条の4,5,6,7	
	1-3-2-07 宇都宮大学共同教育学部教授会内規	第3条	再掲

<p>[分析項目6-3-4] 大学院課程（専門職学位課程を除く。）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む。）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という。）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申告等） ・ 研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料 ・ 国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料 ・ 他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料 ・ 研究倫理に関する指導が確認できる資料 ・ TA・RAとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、TA・RAの採用、活用状況が確認できる資料 		
<p>[分析項目6-3-5] 専門職学科を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別） ・ 教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料 		
<p>【特記事項】</p>			
<p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 該当なし</p>			
<p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 該当なし</p>			
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす</p>			
<p>【優れた成果が確認できる取組】 該当なし</p>			
<p>【改善を要する事項】 該当なし</p>			

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目6-4-1] 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等) 6-4-1-01 (00) 授業計画等行事予定表		
[分析項目6-4-2] 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等) 6-4-1-01 (00) 授業計画等行事予定表 ・シラバス 6-3-2-01 (03) 共同教育学部シラバス(非公表)		再掲 再掲
[分析項目6-4-3] 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	・シラバスの全件、全項目が確認できる資料(電子シラバスのデータ(csv)等) 6-3-2-01 (03) 共同教育学部シラバス(非公表)		再掲
[分析項目6-4-4] 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	・教育上主要と認める授業科目(別紙様式6-4-4) 6-4-4 教育上主要と認める授業科目 ・シラバス 6-3-2-01 (03) 共同教育学部シラバス(非公表)		再掲
[分析項目6-4-5] 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度(CAP制度)を設けていること	・CAP制に関する規定		
[分析項目6-4-6] 大学院において教育方法の特例(大学院設置基準第14条)の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること	・大学院学則		
[分析項目6-4-7] 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること	・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料		
[分析項目6-4-8] 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること	・連携協力校との連携状況が確認できる資料		
[分析項目6-4-9] 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること	・実施している配慮が確認できる資料		

<p>[分析項目6-4-10] 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること</p>	<p>・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所）</p>		
	<p>・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料</p>		
	<p>・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料</p>		
	<p>・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料</p>		
<p>[分析項目6-4-11] 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること</p>	<p>・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申合せ等組織として決定していることが確認できる資料</p>		
<p>【特記事項】</p>			
<p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p>			
<p>該当なし</p>			
<p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料とともに</u>簡条書きで記述すること。</p>			
<p>該当なし</p>			
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。</p>			
<p>■ 当該基準を満たす</p>			
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p>			
<p>該当なし</p>			
<p>【改善を要する事項】</p>			
<p>該当なし</p>			

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目6-5-1] 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	・履修指導の実施状況（別紙様式6-5-1）		
	6-5-1 履修指導の実施状況		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料		
[分析項目6-5-2] 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	・学習相談の実施状況（別紙様式6-5-2）		
	6-5-2 学習相談の実施状況		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料		
[分析項目6-5-3] 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式6-5-3）		
	6-5-3 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組		
	・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣実績等）		
	6-5-3-01 (00) インターンシップガイドブック		
	6-5-3-01 (03) 教育実践インターンシップ実施要項		
	6-5-3-02 (00) インターンシップ実施状況		
[分析項目6-5-4] 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式6-5-4）		
	6-5-4 履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況		
	・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料		
	6-5-4-01 (00) 外国人留学生チューター制度について		
	・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所		
	6-5-4-02 (00) 留学生向け授業案内		
	6-5-4-03 (00) シラバス抜粋（外国語）		
	・障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料		
	6-5-4-04 (00) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領		
	6-5-4-05 (00) 国立大学法人宇都宮大学障がい学生支援室要項		
6-5-4-06 (00) 宇都宮大学障害学生支援の流れ			
6-5-4-07 (00) 障害学生への学習支援の実績（令和3年度JASSO実態調査より抜粋）（非公表）			

・ 特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料		
6-5-4-08 (00) 外国人留学生等に対する日本語科目授業の実施状況		
・ 学習支援の利用実績が確認できる資料		
6-5-4-07 (00) 障害学生への学習支援の実績（令和3年度JASSO実態調査より抜粋）（非公表）		再掲
6-5-4-08 (00) 外国人留学生等に対する日本語科目授業の実施状況		再掲

【特記事項】

① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

該当なし

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。

該当なし

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■ 当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

該当なし

【改善を要する事項】

該当なし

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目6-6-1] 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	・成績評価基準		
	6-6-1-01 (00) 宇都宮大学における授業科目成績の評価及びGPT・GPA制度の取扱いに関する要項	第2条	再掲
	6-6-1-02 (00) 学士課程における成績評価基準に関する申合せ	第1条	再掲
	2-1-2-08 宇都宮大学・群馬大学共同教育学部の教育課程の実施に関する申合せ	第2の6	再掲
[分析項目6-6-2] 成績評価基準を学生に周知していること	・成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所		
	6-3-1-01 (03) 共同教育学部履修案内	115～117ページ	再掲
	6-6-2-01 (00) 学生生活便利帳(成績評価基準)		
[分析項目6-6-3] 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	・成績評価の分布表		
	6-6-3-01 (03) 共同教育学部成績評価分布(非公表)		
	2-1-2-09 成績分布の組織的な確認について(非公表)		再掲
	6-6-3-02 (00) 基盤教育科目成績評価分布(非公表)		
	・成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料		
	6-6-3-02 (03) 令和4年度第2回共同教育学部及び教育学研究科教務委員会議事要録(非公表)		
	1-1-1-13 宇都宮大学・群馬大学共同教育学部運営会議議事要録(非公表)	令和4年5月12日開催 協議事項3	再掲
	6-6-3-03 (00) 令和4年度第3回教務委員会議事要旨(非公表)		
	・GPA制度の目的と実施状況についてわかる資料		
	6-6-1-01 (00) 宇都宮大学における授業科目成績の評価及びGPT・GPA制度の取扱いに関する要項	第3条	再掲
	6-3-1-01 (03) 共同教育学部履修案内	14ページ	再掲
	4-2-5-16 宇都宮大学授業料免除選考基準	第2条	再掲
	4-2-5-11 宇都宮大学成績優秀者表彰(学業奨励奨学金)規程	第2条	再掲
6-6-3-01 (00) 宇都宮大学学生指導に関する規程			
6-6-3-03 (03) 成績不振学生に対する学修指導等について	第4条		
6-6-3-04 (03) GPAを活用した表彰・指導等実施状況			

	・ (個人指導等が中心となる科目の場合) 成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料		
	6-6-1-02 (00) 学士課程における成績評価基準に関する申合せ	第3条	再掲
[分析項目6-6-4] 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	・ 学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料		
	6-6-4-01 (00) 宇都宮大学授業科目の成績評価に対する異議申立てに関するガイドライン		
	6-3-1-01 (03) 共同教育学部履修案内	134ページ	再掲
	6-6-4-02 (00) 成績評価に対する質問・疑問、異議申立てについて (案) (非公表)		
	・ 申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ		
	6-6-4-03 (00) 成績評価に対する異議申立状況		
	・ 成績評価の根拠となる資料 (答案、レポート、出席記録等) を保存することを定めている規定類		
	6-6-4-04 (00) 国立大学法人宇都宮大学法人文書管理規程 (標準文書保存期間基準)	第14条	
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
[分析項目6-6-4] 群馬大学が開講する科目に対する疑問等がある場合については、令和4年度前期の成績評価確認にあたり、「6-6-4-02_ (00) 成績評価に対する質問・疑問、異議申立てについて (案) (非公表)」により、学生に周知する予定である。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄		
・ 異議申し立ての体制については、「2-3-1-04_成績評価に対する質問・疑問、異議申立ての流れ (改正案) (非公表)」のとおり見直しを行い、令和4年度前期開講科目より、見直し後の体制で異議申し立てを受け付ける予定である。	2-3-1-04 成績評価に対する質問・疑問、異議申立ての流れ (改正案) (非公表)		再掲
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】 該当なし			
【改善を要する事項】 該当なし			

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目6-7-1] 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること	・卒業又は修了の要件を定めた規定		
	6-3-3-01 (00) 宇都宮大学学則	第38条	再掲
	6-7-1-01 (03) 宇都宮大学共同教育学部履修規程	第5条	
	2-1-2-08 宇都宮大学・群馬大学共同教育学部の教育課程の実施に関する申合せ	第2の5	再掲
	・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料		
	6-7-1-01 (00) 宇都宮大学学位規程	第8条の2	
	1-3-2-01 宇都宮大学教授会規程	第3条	再掲
	1-3-2-07 宇都宮大学共同教育学部教授会内規	第3条	再掲
	1-1-1-13 宇都宮大学・群馬大学共同教育学部運営会議議事要録(非公表)	令和4年5月12日開催 協議事項4	再掲
[分析項目6-7-2] 大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文評価基準」という。）を組織として策定していること	・学位論文（課題研究）の審査に係る手続き及び評価の基準		
	・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料		
[分析項目6-7-3] 策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む。）を学生に周知していること	・卒業（修了）要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所		
	6-7-3-01 (00) 学生生活便利帳（学士課程における卒業要件）		
	6-3-1-01 (03) 共同教育学部履修案内	17,19ページ	再掲
[分析項目6-7-4] 卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む。）に則して組織的に実施していること	・教授会等での審議状況等の資料		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る評価基準、審査手続き等		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料		
[分析項目6-7-5] 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること	・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 共同教育学部については、令和2年4月に設置し、令和5年度に完成年度を迎えるため、卒業の認定に関する分析項目（6-7-4）については、分析できない。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書き</u> で記述すること。			
該当なし			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】 該当なし			
【改善を要する事項】 該当なし			

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目6-8-1] 標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・標準修業年限内の卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1) 「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1)		
	・資格の取得者数が確認できる資料		
	・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料		
[分析項目6-8-2] 就職(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学(進学希望者に対する進学者の割合)の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)(別紙様式6-8-2) 主な進学/就職先(起業者も含む。)		
	・学校基本調査で提出した「該当する」資料(大学ポートレートにある場合は該当URL)		
	・卒業(修了)生の社会での活躍等が確認できる資料(新聞記事等)		
[分析項目6-8-3] 卒業(修了)時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・学生からの意見聴取(学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料		
[分析項目6-8-4] 卒業(修了)後一定期間の就業経験等を経た卒業(修了)生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・卒業(修了)後、一定年限を経過した卒業(修了)生についての意見聴取(アンケート、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料		
[分析項目6-8-5] 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・就職先や進学先等の関係者への意見聴取(アンケート、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 共同教育学部については、令和2年4月に設置し、令和5年度に完成年度を迎えるため、学習成果に関する分析項目（6-8-1～6-8-5）については、分析できない。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書き</u> で記述すること。			
該当なし			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 (リストから選択してください)			
【優れた成果が確認できる取組】 該当なし			
【改善を要する事項】 該当なし			

II 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学教育研究評価（大学改革支援・学位授与機構）

: 「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
	データ欄	備考	
・標準修業年限内の卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1) ・「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1)	6-8-1 標準修業年限内の卒業(修了)率(過去5年分)「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)		
・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)(別紙様式6-8-2) 主な進学/就職先(起業者も含む)	6-8-2 就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)		
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	
【優れた成果が確認できる取組】			

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学教育研究評価（大学改革支援・学位授与機構）

：「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組		根拠資料・データ欄	備考
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組		根拠資料・データ欄	備考
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
		データ欄	備考
・標準修業年限内の卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1) ・「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1)		6-8-1 標準修業年限内の卒業(修了)率(過去5年分)「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)	
・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)(別紙様式6-8-2)主な進学/就職先(起業者も含む)		6-8-2 就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)	
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組		根拠資料・データ欄	備考
【優れた成果が確認できる取組】			

II 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学教育研究評価（大学改革支援・学位授与機構）

: 「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
	データ欄	備考	
・標準修業年限内の卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1) ・「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1)	6-8-1 標準修業年限内の卒業(修了)率(過去5年分)「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)		
・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)(別紙様式6-8-2)主な進学/就職先(起業者も含む)	6-8-2 就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)		
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	
【優れた成果が確認できる取組】			

II 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※全ての教育課程について、第三者評価結果の活用なし

: 「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-1-1] 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	・策定された学位授与方針		
	6-1-1-01 (07) 地域創生科学研究科博士後期課程ポリシー		
	6-1-1-02 (07) 地域創生科学研究科博士後期課程 (オプティクスバイオデザインプログラム) ポリシー		
	6-1-1-03 (07) 地域創生科学研究科博士後期課程 (先端工学システムデザインプログラム) ポリシー		
	6-1-1-04 (07) 地域創生科学研究科博士後期課程 (グローバル地域デザインプログラム) ポリシー		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
[分析項目6-1-1] 本研究科博士後期課程は、融合・多様化する分野に積極的に対応できる、幅広い知識と技術に支えられた、より高い専門性を備える自立した人材を養成し、地域や社会の課題解決に資する先端融合研究推進を掲げており、必修科目および選択必修科目はプログラム横断的に、専門選択科目は所属プログラムから選択することとしており、その性質上、学位ごとにポリシーを定めるのではなく、プログラムごとに定めている。 分野融合の理念の下で構成されている3つのプログラムでは、プログラム内でも取得する学位が複数存在する。取得する学位は、主指導教員が決定した際に基本的な方向性が定まり、学位論文を申請する際にプログラムにおいて修得した内容と学位論文の内容に基づき申請が行われ、最終的に学位の種類が決定される。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
該当なし			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】 該当なし			
【改善を要する事項】 該当なし			

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目6-2-1] 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が分かりやすいように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・ 策定された教育課程方針		
	6-1-1-01 (07) 地域創生科学研究科博士後期課程ポリシー		再掲
	6-1-1-02 (07) 地域創生科学研究科博士後期課程 (オプティクスバイオデザインプログラム) ポリシー		再掲
	6-1-1-03 (07) 地域創生科学研究科博士後期課程 (先端工学システムデザインプログラム) ポリシー		再掲
[分析項目6-2-2] 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	・ 策定された教育課程方針及び学位授与方針		
	6-1-1-01 (07) 地域創生科学研究科博士後期課程ポリシー		再掲
	6-1-1-02 (07) 地域創生科学研究科博士後期課程 (オプティクスバイオデザインプログラム) ポリシー		再掲
	6-1-1-03 (07) 地域創生科学研究科博士後期課程 (先端工学システムデザインプログラム) ポリシー		再掲
	6-1-1-04 (07) 地域創生科学研究科博士後期課程 (グローバル地域デザインプログラム) ポリシー		再掲
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
該当なし			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
該当なし			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
該当なし			
【改善を要する事項】			
該当なし			

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目6-3-1] 教育課程の編成が、体系的を有していること	・ 授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別） 6-3-1-01 (07) 地域創生科学研究科博士後期課程学生便覧	7~11ページ	
	・ 体系的が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等） 6-3-1-02 (07) 地域創生科学研究科博士後期課程カリキュラムツリー		
[分析項目6-3-2] 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	・ 分野別第三者評価の結果		
	・ 日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料		
	・ シラバス 6-3-2-01 (07) 地域創生科学研究科博士後期課程シラバス (非公表)		
	・ その他自己点検・評価において体系的や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料		
[分析項目6-3-3] 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	・ 明文化された規定類 6-3-3-02 (00) 宇都宮大学大学院学則	第16条～第18条	
	1-3-2-11 宇都宮大学大学院地域創生科学研究科代議員会内規	第3条	再掲
[分析項目6-3-4] 大学院課程（専門職学位課程を除く。）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む。）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という。）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること	・ 研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申合せ等） 6-3-3-02 (00) 宇都宮大学大学院学則	第12条, 第20条	再掲
	6-3-4-01 (07) 宇都宮大学大学院地域創生科学研究科細則	第5条	
	6-3-4-02 (07) 宇都宮大学大学院地域創生科学研究科の研究指導体制等に関する内規	第3条の2, 第4条～第6条	
	・ 研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料 6-3-4-03 (07) 令和4年度春入学新入生ガイダンスの実施について		
	6-3-4-04 (07) シラバス抜粋 (特別演習)		
	6-3-4-05 (07) 博士後期課程大学院学生指導用ポートフォリオについて		
	・ 国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料 6-3-4-01 (00) 大学院生研究奨励金 (国際会議奨励 Grant) 募集要項		
	6-3-4-02 (00) 大学院生研究奨励金 (国際会議奨励 Grant) 採択一覧		

宇都宮大学 領域6 (07地域創生科学研究科 (博士後期課程))

	・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料		
	・研究倫理に関する指導が確認できる資料		
	6-3-4-04 (07) シラバス抜粋 (特別演習)	授業計画2~3回目	再掲
	6-3-4-06 (07) 特別演習・研究倫理教材 (非公表)		
	6-3-4-03 (00) 宇都宮大学研究活動における不正行為に関する取扱規程		
	6-3-4-04 (00) 宇都宮大学における研究者等の行動規範		
	・TA・RAとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、TA・RAの採用、活用状況が確認できる資料		
	6-3-4-05 (00) 宇都宮大学ティーチング・アシスタント実施要領		
	6-3-4-07 (07) 宇都宮大学大学院地域創生科学研究科ティーチング・アシスタントに関する申合せ		
	6-3-4-06 (00) 宇都宮大学リサーチ・アシスタント実施要領		
	6-3-4-08 (07) 宇都宮大学大学院地域創生科学研究科リサーチ・アシスタントに関する申合せ		
	6-3-4-09 (07) 令和3年度リサーチ・アシスタント勤務実績		
[分析項目6-3-5] 専門職学科を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること	・授業科目の開設状況が確認できる資料 (コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別)		
	・教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
[分析項目6-3-4] 入学時に新入生の主指導教員が学生便覧や博士の学位授与に関する審査実施要領を用いてガイダンスを実施している。ガイダンスでは、カリキュラム、教育方法など博士後期課程の教育課程、学位審査までの過程並びに論文評価基準を説明するほか、研究テーマ等に関する話し合いを行い、研究指導計画の方針等を学生に対し明示することとしている。 併せて、1年次前期の必修科目「特別演習」において博士論文執筆までの2年間の研究計画書の作成指導を行っている。併行して指導教員は学生指導用ポートフォリオを用いて、学生の研究計画とそれに沿った指導計画の詳細を記入することによって、学生の研究の進捗状況や論文発表・投稿状況などを把握し、累積的な研究指導を行っている。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。			
該当なし			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】 該当なし			
【改善を要する事項】 該当なし			

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目6-4-1] 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等) 6-4-1-01 (00) 授業計画等行事予定表		
[分析項目6-4-2] 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等) 6-4-1-01 (00) 授業計画等行事予定表 ・シラバス 6-3-2-01 (07) 地域創生科学研究科博士後期課程シラバス(非公表)		再掲 再掲
[分析項目6-4-3] 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	・シラバスの全件、全項目が確認できる資料(電子シラバスのデータ(csv)等) 6-3-2-01 (07) 地域創生科学研究科博士後期課程シラバス(非公表)		再掲
[分析項目6-4-4] 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	・教育上主要と認める授業科目(別紙様式6-4-4) 6-4-4 教育上主要と認める授業科目 ・シラバス 6-3-2-01 (07) 地域創生科学研究科博士後期課程シラバス(非公表)		再掲
[分析項目6-4-5] 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度(CAP制度)を設けていること	・CAP制に関する規定		
[分析項目6-4-6] 大学院において教育方法の特例(大学院設置基準第14条)の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること	・大学院学則 6-3-3-02 (00) 宇都宮大学大学院学則 6-3-1-01 (07) 地域創生科学研究科博士後期課程学生便覧	第19条 5ページ	再掲 再掲
[分析項目6-4-7] 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること	・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料		
[分析項目6-4-8] 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること	・連携協力校との連携状況が確認できる資料		
[分析項目6-4-9] 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること	・実施している配慮が確認できる資料		

<p>[分析項目6-4-10] 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること</p>	<p>・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所）</p>		
	<p>・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料</p>		
	<p>・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料</p>		
	<p>・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料</p>		
<p>[分析項目6-4-11] 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること</p>	<p>・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申合せ等組織として決定していることが確認できる資料</p>		
<p>【特記事項】</p>			
<p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p>			
<p>該当なし</p>			
<p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料とともに</u>簡条書きで記述すること。</p>			
<p>該当なし</p>			
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。</p>			
<p>■ 当該基準を満たす</p>			
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p>			
<p>該当なし</p>			
<p>【改善を要する事項】</p>			
<p>該当なし</p>			

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目6-5-1] 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	・履修指導の実施状況（別紙様式6-5-1）		
	6-5-1 履修指導の実施状況		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料		
[分析項目6-5-2] 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	・学習相談の実施状況（別紙様式6-5-2）		
	6-5-2 学習相談の実施状況		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料		
[分析項目6-5-3] 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式6-5-3）		
	6-5-3 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組		
	・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣実績等）		
	6-5-3-01 (00) インターンシップガイドブック		

<p>[分析項目6-5-4] 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること</p>	・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況 (別紙様式6-5-4)		
	6-5-4 履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況		
	・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料		
	6-5-4-01 (00) 外国人留学生チューター制度について		
	・留学生に対する外国語による情報提供 (時間割、シラバス等) を行っている場合は、その該当箇所		
	6-5-4-01 (07) 地域創生科学研究科博士後期課程学生便覧 (英語版)		
	6-5-4-02 (07) 博士の学位授与に関する審査実施要領 (英語版)		
	6-5-4-02 (00) 留学生向け授業案内		
	6-5-4-03 (00) シラバス抜粋 (外国語)		
	・障害のある学生に対する支援 (ノートテーカー等) を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料		
	6-5-4-04 (00) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領		
	6-5-4-05 (00) 国立大学法人宇都宮大学障がい学生支援室要項		
	6-5-4-06 (00) 宇都宮大学障害学生支援の流れ		
	・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況 (受講者数等) が確認できる資料		
・学習支援の利用実績が確認できる資料			

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
該当なし			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書き</u> で記述すること。			
該当なし			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
該当なし			
【改善を要する事項】			
該当なし			

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目6-6-1] 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	・ 成績評価基準		
	6-3-4-01 (07) 宇都宮大学大学院地域創生科学研究科細則	第9条	再掲
	6-6-1-01 (00) 宇都宮大学における授業科目成績の評価及びGPT・GPA制度の取扱いに関する要項	第2条	再掲
[分析項目6-6-2] 成績評価基準を学生に周知していること	・ 成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所		
	6-3-1-01 (07) 地域創生科学研究科博士後期課程学生便覧	49ページ	再掲
	6-6-2-01 (00) 学生生活便利帳(成績評価基準)		
[分析項目6-6-3] 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	・ 成績評価の分布表		
	6-6-3-01 (07) 地域創生科学研究科博士後期課程成績分布(非公表)		
	・ 成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料		
	6-6-3-02 (07) 令和4年度第3回地域創生科学研究科博士後期課程代議員会議事要録(非公表)		
	・ GPA制度の目的と実施状況についてわかる資料		
	・ (個人指導等が中心となる科目の場合) 成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料		
[分析項目6-6-4] 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	・ 学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料		
	6-6-4-01 (00) 宇都宮大学授業科目の成績評価に対する異議申立てに関するガイドライン		
	6-3-1-01 (07) 地域創生科学研究科博士後期課程学生便覧	12ページ	再掲
	・ 申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ		
	・ 成績評価の根拠となる資料(答案、レポート、出席記録等)を保存することを定めている規定類		
	6-6-4-04 (00) 国立大学法人宇都宮大学法人文書管理規程(標準文書保存期間基準)	第14条	

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
該当なし			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書きで記述すること。</u>			
活動取組	根拠資料・データ欄		
・異議申し立ての体制については、「2-3-1-04_成績評価に対する質問・疑問、異議申し立ての流れ（改正案）（非公表）」のとおり見直しを行い、令和4年度前期開講科目より、見直し後の体制で異議申し立てを受け付ける予定である。	2-3-1-04_成績評価に対する質問・疑問、異議申し立ての流れ（改正案）（非公表）		再掲
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
該当なし			
【改善を要する事項】			
該当なし			

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目6-7-1] 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること	・卒業又は修了の要件を定めた規定		
	6-3-3-02 (00) 宇都宮大学大学院学則	第7条, 第25条	再掲
	6-3-4-01 (07) 宇都宮大学大学院地域創生科学研究科細則	第6条	再掲
	6-7-1-01 (07) 宇都宮大学大学院地域創生科学研究科早期修了に関する内規	第2条の2	
	・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料		
	6-7-1-01 (00) 宇都宮大学学位規程	第9条	
	1-3-2-03 宇都宮大学大学院専攻教授会規程	第3条	再掲
	1-3-2-10 宇都宮大学大学院地域創生科学研究科専攻教授会内規	第3条	再掲
[分析項目6-7-2] 大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文評価基準」という。）を組織として策定していること	・学位論文（課題研究）の審査に係る手続き及び評価の基準		
	6-7-2-01 (07) 博士の学位授与に関する審査実施要領	2~17, 19ページ	
	・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料		
	6-7-1-01 (00) 宇都宮大学学位規程	第9条	再掲
	1-3-2-03 宇都宮大学大学院専攻教授会規程	第3条	再掲
	1-3-2-10 宇都宮大学大学院地域創生科学研究科専攻教授会内規	第3条	再掲
[分析項目6-7-3] 策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む。）を学生に周知していること	・卒業（修了）要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所		
	6-3-1-01 (07) 地域創生科学研究科博士後期課程学生便覧	4ページ	再掲
[分析項目6-7-4] 卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む。）に則して組織的に実施していること	・教授会等での審議状況等の資料		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る評価基準、審査手続き等		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料		
[分析項目6-7-5] 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること	・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 地域創生科学研究科博士後期課程については、令和3年4月に設置し、令和5年度に完成年度を迎えるため、修了の認定に関する分析項目(6-7-4)については、分析できない。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書き</u> で記述すること。			
該当なし			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】 該当なし			
【改善を要する事項】 該当なし			

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目6-8-1] 標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・標準修業年限内の卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1) 「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1)		
	・資格の取得者数が確認できる資料		
	・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料		
[分析項目6-8-2] 就職(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学(進学希望者に対する進学者の割合)の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)(別紙様式6-8-2) 主な進学/就職先(起業者も含む。)		
	・学校基本調査で提出した「該当する」資料(大学ポートレートにある場合は該当URL)		
	・卒業(修了)生の社会での活躍等が確認できる資料(新聞記事等)		
[分析項目6-8-3] 卒業(修了)時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・学生からの意見聴取(学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料		
[分析項目6-8-4] 卒業(修了)後一定期間の就業経験等を経た卒業(修了)生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・卒業(修了)後、一定年限を経過した卒業(修了)生についての意見聴取(アンケート、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料		
[分析項目6-8-5] 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・就職先や進学先等の関係者への意見聴取(アンケート、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 地域創生科学研究科博士後期課程については、令和3年4月に設置し、令和5年度に完成年度を迎えるため、学習成果に関する分析項目(6-8-1~6-8-5)については、分析できない。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書き</u> で記述すること。			
該当なし			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 (リストから選択してください)			
【優れた成果が確認できる取組】			
該当なし			
【改善を要する事項】			
該当なし			

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学教育研究評価（大学改革支援・学位授与機構）

：「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
	データ欄	備考	
・標準修業年限内の卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1) ・「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1)	6-8-1 標準修業年限内の卒業(修了)率(過去5年分)「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)		
・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)(別紙様式6-8-2)主な進学/就職先(起業者も含む)	6-8-2 就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)		
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	
【優れた成果が確認できる取組】			